事 前 評 価 調 書(案)

I 事業概要												
事	業名	公営住宅等整備事業										
地	区名	_{おおもりむかい} 大森向住宅										
事業箇所		名古屋市守山区天子田三丁目地内										
	業のあ らまし	まし 2 大森向住宅について 県営大森向住宅は、名古屋市守山区に位置し、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所 得者等に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するため、愛知県が建設したものである。 大森向住宅のうち、東側にある住棟は、1970年度に建設された5階建ての住宅で、老朽化が 進行していることに加えて、エレベーターも設置されていない。 本事業は、県営住宅の整備の促進、居住環境の整備、再入居の保障の観点から、耐火構造5										
事	業目標	階建て4棟170戸を除却し、耐火構造7階建て2棟126戸に建替えるものである。 【達成(主要)目標】 ・県営住宅の整備の促進 ・居住環境の整備 ・再入居の保障										
		事業費										
事	業 費	19.6 億円 ■工事費 19.4 億円、■調査設計費 0.2 億円										
事	 業期間	採択予定年度										
	業内容	保護性 2022 年度 12022 年度 2022 年度 2027 年度 2027 年度 12027										
П	評価											
①事業の必要性	1) 必要	大森向住宅のうち、東側にある住棟は 1970 年度に建設され、築後約 50 年経過し、全体的に老朽化が進んできており、今後の維持管理の業務量や費用が膨大となることが懸念されるとともに、住戸面積が 2K で約 32.1 ㎡、3K で約 43.1 ㎡~49.8 ㎡と狭小であることに加えて、4 棟全てにエレベーターが設置されていない。 一方で、大森向住宅のうち、西側にあるエレベーターのある住棟では、2017 年度から長寿命化改善事業を実施中であり、今回の東側の住棟については、「県営住宅の整備の促進」「居住環境の整備」「再入居の保障」の観点から、建替事業を実施する必要がある。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。										
	判定											

【貨幣価値化可能な効果 (費用対効果) 分析結果)】 1) 貨幣価値 化可能な 事前評価時 区分 備考 効果(費 (基準年: 2021) 用対効果 用地費 (注) 3.6 分析結 17.7 建設費 果) 4.6 修繕費 費用 0.2 (億円) その他事業コスト 将来修繕費 0.4 合計(C) 26.5 家賃による便益 24. 3 駐車場による便益 2. 2 建物の残存価値 0.2 効果 用地の残存価値 0. 2 (億円) 26.8 合計(B) 近傍同種家賃(千円) 85.9 (参考) 算定要因 | 近傍同種駐車場料(千円) 7.0 費用対効果分析結果(B/C) 1.0 ※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。 ※四捨五入により、端数が不整合となる箇所がある。 (注) 用地費について 現地建替のため、実際には用地費は発生していないが、機会費用として計上する。 【貨幣価値化可能な効果 (費用対効果) 分析手法】 公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法 (国土交通省住宅局 住宅総合整備課 2016.3) 建替事業の費用便益比分析においては、従前住宅は必然的に用途廃止されたものとみな し、新規建設と同様に扱うこととして、建替後住宅の投資効率性を評価する方法によるも のとする。費用便益比は、用地の機会費用を含むその整備・管理に要する費用を費用とし、 当該整備された公営住宅の帰属家賃及び評価対象期間終了時の土地・建物の残存価値を便 益と比較して求めている。事業の効率性としては、その値が0.8以上となることを目標と している。 費用 = 用地費 + 建設費 + 修繕費 + その他事業コスト + 将来修繕費 便益 = 近傍同種家賃 + 近傍同種駐車場料 + 建物残存価値 + 用地残存価値 2) 貨幣価値 県営住宅は、災害時に被災者の受入先となることが期待されており、県政世論調査(2018 化困難な 年度実施)でも地域の防災対策として「被災者の居住先となるよう県営住宅の建物の耐久性 の向上」が46.2%という、高い割合で求められている。県営住宅を整備することにより、防 効果 災面の効果も期待できる。 A: 十分な事業効果が期待できる。 Α B: 十分な事業効果が期待できない。 判定

建替事業の推進により、居住環境の改善が見込まれるため。

【理由】

	1) 事業計画										
③事業の実効性	1) 平本印画			2022	2023	2024	2025	2026	2027		
			調査設計	2022	2020	2024	2023	2020	2021	合計	
		┃ ┃ <u>工種</u>	工事								
効											
11生		□ 区分	• 建設		-						
		<u> </u>	取り壊し		•	10.0			0.0	10.0	
		事業費(億円) 16.8 2.9							2. 9	19. 6	
		※四捨五入により端数が合わない場合がある。									
	2) 地元の合	現入居者から早期の整備事業実施の要望があることから、地元の合意形成が図られている									
	意形成	と考えている。									
	3) 環境への	現状も県営住宅の敷地として利用しており、建替によって、自然環境へ与える負荷はない。									
	影響	また、住民	民や近隣の住	環境に大	きな影響を	及ぼさない	いように、	隣棟間隔や	や日照時間	に配慮し	
		た計画としている。									
		^	A: 事業	A: 事業計画の実効性が期待できる。							
	判定	Α	B: 事業	B: 事業計画の実効性が期待できない。							
	十小仁	【理由】									
		円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高い。									
	1) 代替案の	現況建物の改修では、狭小な住戸の面積は変わらず、また、建築基準法に係る規制により									
	比較検討	エレベーターの設置もできないため、改善事業の実施は困難である。									
4	結果	また、低額所得者の住宅施策として、県営住宅の建替(建設)から、民間住宅を県営住宅									
 業		として借上げることや家賃補助とすることは、長期的に見るとコスト面で不利である。									
手			A: 手段	に代替性だ	がなく妥当	である。フ	スは、手段	には代替性	生があるが	当該手段	
法の		人 が最も妥当である。									
④事業手法の妥当性	Nul ch		B: 手段	B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。							
	判定	【理由】									
		建替事業の実施が、「県営住宅の整備の促進」「居住環境の整備」「再入居の保証」を達成す									
		るために最も適している。									
Ш	Ⅲ 対応方針(案)										

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①~④の評価ですべてA判定であるもの。

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後 5 年目) □対象外

【主な評価内容】

①県営住宅の整備の促進・・・老朽化した建物の更新の完了

②居住環境の整備・・・・住戸の面積、バリアフリー(エレベーターの設置等)

③再入居の保障・・・再入居の状況

V 事業評価監視委員会の意見

VI 対応方針